

一宮市 i-バス運行業務仕様書

1. 業務の名称

一宮市 i-バス運行業務

「千秋町コース」、「大和町・萩原町コース」

2. 業務期間

2026年4月1日（水）から2029年3月31日（土）まで

3. 運行方法

道路運送法第4条許可による一般乗合旅客自動車運送（一宮市地域公共交通会議で運行事業者として承認されることが条件）

4. 運行概要

（1）運行日：毎日運行（12月29日～1月3日を除く）

（2）運行区間・停留所・時間：別紙運行コース図参照

（3）運賃：別紙運行コース図、時刻表参照（回数券・一日乗車券有り）

現在運行中の名鉄バス(株)及びスイトトラベル(株)が発行済みの回数券を適用すること。

（4）運行距離／日：千秋町コース 26.4km×7便

大和町・萩原町コース

18.8km×8便、19.6km×1便、23.1km×1便

（5）期間中に運行概要が変更になる場合がある。

5. 運行車両

本市は、運行事業者に対し、運行車両として日野ポンチョ（2018年製造、乗車定員33人）の路線仕様車2台を無償貸与する。

車両の色、デザイン及び、車両の内外部にイラストや広告を貼付することは、本市で決定する。

車両には、i-バスの系統番号、コース名、行き先等をよくわかるよう表示すること。

運行事業者は、運行車両と同等の車両を確保し、あらかじめ本市の了承を得た上で、予備車として常備するものとする。なお、予備車で運行する際においても、車両には、i-バスの系統番号、コース名、行き先等をよくわかるよう表示すること。

6. 業務内容

（1）「4. 運行概要」に定める業務を、「3. 運行方法」に則り「5. 運行車両」に

よって運行する。ただし、各種工事、イベント等に伴う一時的な運行変更に係る業者との調整、利用者・地域住民等への周知等は、運行事業者で行う。運行に影響する事柄は、運行事業者から本市に報告すること。

- (2) 自社内で乗り継ぎ設定された便は、乗り継ぎ対象便が5分程度の遅れが出た場合は、到着便を待って乗り継ぎ対応した後、出発すること。その場合、営業所の担当者が該当する便の運転手に連絡し調整すること。
- (3) 交通事情等により概ね30分以上の運行の遅れが出た場合は、一時的に代車を運行し、運行時間の定時制の確保に努めること。
- (4) 停留所の占用申請は本市で行うが、停留所の設置・維持管理については、天候不良時の防災対策等も含めて運行事業者が行うものとする。
- (5) 運行事業者は、本市の指示に基づき行う各バス停における乗降調査及び収入金額について、その結果を処理の上、本市指定の方法（データ）にて提出するものとする。
- (6) 運行開始時及び運行期間中に運行概要を変更する際に必要な申請は、運行事業者が行うものとする。また、その際に必要となる車内アナウンス、データ、停留所、案内看板の作成・修正等は、運行事業者が行うものとする。ただし、車内アナウンス、データ、停留所、案内看板の作成・修正費、停留所設置に係る道路縁石の撤去費にかかる経費は、本業務契約とは別に支払うものとする（運行事業者の変更に起因するものを除く。）。
- (7) 運行事業者は、企画提案書において提案した内容を遵守して業務を遂行すること。

7. 緊急時（事故発生等）の対応

次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、一宮市まちづくり部地域交通課に連絡するとともに、適切な処置をとること。

- (1) 天災、交通事故、その他やむを得ない理由により、運行に支障が生じ、又は生じるおそれがあるとき。
- (2) iーバスの利用者が、交通事故等により生命及び身体を害したとき。

8. 運行経費

- (1) 運行経費には次の経費を含むものとする。
 - ①運行準備にかかる経費（初期及び変更時）
 - ア、運行に必要な申請等に関する経費
 - イ、運行に必要な申請・登録等に関する経費
 - ②運行にかかる経費
 - ア、人件費（運転手及び乗降調査を含む）
 - イ、運行車両の燃料油脂費

ウ、運行車両修繕費・点検費

エ、運行車両の車検に伴う諸経費（自賠責保険料、重量税等を含む）

オ、自動車税・自動車任意保険料

カ、停留所・案内看板の維持管理

キ、その他業務に必要な経費・消費税及び地方消費税

※その他業務には、一般乗合旅客自動車運送事業に必要な業務、期間中の運行に係る備品の確保・管理に係る業務、車内広告物の掲示作業、補助金の交付を受けるための業務、本市への報告等運行に必要なすべての業務及び企画提案書に提示した業務を含むものとする。

（２）運行概要の変更があった場合の運行経費は、以下のとおりとする。

①始発から終発までの時間が５％以上変更となる場合は、その時間の割合に応じて人件費（運転手）の額を増減する。ただし、その時間増が運行事業者の都合による場合は、変更しない。

②大幅な変更等の場合は、対応を協議する。

９．業務調査

（１）本市は、本業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができるものとする。また、本業務の実施について、必要な指示をすることができるものとする。

１０．負担金（本市から運行事業者に支払う経費）の請求

（１）負担金は、別に締結する契約書に従い、支払請求書を提出するものとする。

（２）負担金の金額は、運行経費から収入（運賃収入、回数券・一日乗車券・おでかけバス手形販売収入、補助金等）を差し引いた金額とし、毎年四半期ごとに精算するものとする。ただし、同精算以外の方法を希望する場合は、別途協議するものとする。

１１．その他

（１）運行事業者は、関係法令遵守の上、i－バス運行業務を遂行すること。

（２）業務期間中に発生した、i－バス運行に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、運行事業者が負うこと。

（３）利用者からの運賃収受において、交通系ICカードが全路線で利用できること。

（４）バスロケーションシステムを備え、利用者がウェブ上で運行中の車輛位置の確認ができること。